

## 第170話 柔道整復師の正しいかかり方

**-どんな施術（治療）にも健康保険が使えるわけではありません-**

「接骨院」「整骨院」で治療にあたる人は『柔道整復師』と呼ばれています。国家資格ではあるものの、彼らは「医師」ではないため、健康保険の適用が制限されています。

知らなかったためにおこる医療費のトラブルに巻き込まれないよう、正しい知識をもって、適切な受診をしてください。

### ○ こんな場合は、健康保険が使えます

- ・ 急性など外傷性のねんざ・打撲・挫傷（肉離れなど）
  - ・ 骨折・脱きゅう（医師の同意が必要）
- ※応急処置のみ。その後の施術には医師の同意書が必要。



### × こんな場合は、健康保険が使えません

- ・ 椎間板ヘルニアなど、本来医師が診察すべき疾病
- ・ 日常生活や老化による肩こり、腰痛、筋肉痛
- ・ 病気（リウマチ、関節炎、五十肩、神経痛、ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ・ スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・ スポーツなどを繰り返し行い、症状を悪化させたとき
- ・ 症状改善のない漫然とした長期の施術



## 健康保険で柔道整復師にかかるときのポイント

### 1. 負傷原因は正確に伝える

負傷原因が労働災害に該当する場合は健康保険は使えません。  
また加害者がいる負傷の場合は健保組合に連絡が必要です。

### 2. 「療養費支給申請書」は必ず自分で署名・捺印を

申請書の負傷原因・傷病名・日数・金額をよく確認し、必ずご自分で署名・捺印をしてください。

### 3. 領収書は必ずをもらって保管し、医療費通知で金額・日数の確認を

### 4. 「ついでにほかの部分も」などの「ついで」受診はしない

### 5. 施術が長期にわたる場合は医師の診断を受けましょう

## 施術内容について健康保険組合からお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求のなかには、健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった不適切な請求が一部見受けられます。

そこで、皆さんに納めていただく大切な保険料を正しく使うために、施術日や施術内容等について電話や文書で照会させていただく場合があります。

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

照会の時期は手続き上、施術日から数ヵ月後となります。

#### ■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。  
ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えて、[当組合迄](#)までお気軽にメールください。

#### ■こことからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こことからだの健康相談」

フリーダイヤル

はい参考

はいサンキュウ



0120-835-839

病気の悩み、育児の不安、介護の心配、そしてメンタルヘルスに 関してまで何でもご相談いただけます。プライバシー厳守！

ひかり健康保険組合

〒171-0022 東京都豊島区南池袋3-13-5 光3号ビル8F tel: 03-5951-7422

